

令和4年 月 日

香芝・王寺環境施設組合議会
議長 鎌倉 文枝 殿

廃掃法における周辺地域との協定を締結する請願書

請 願 者

住所

氏名

紹介議員

1. 請願の要旨

香芝・王寺環境施設組合（以下、「組合」という。）において建設される新焼却場の建設に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（以下、「廃掃法」とよぶ。）第9条の4には、一般廃棄物処理施設の設置者は周辺地域への配慮の義務が規定される。

施設の建設は勿論、それに関連する関連事業に係る周辺地域との協議は、住民の生活環境の保全及び増進に配慮することは設置者の義務である。その為に施設等の新たな建設に係る場合又は、施設稼働後も定期的に周辺地域と協議が行われてきた。

然しながら、現在建設が進められる新焼却場の建設に係る周辺地域との協議においては設置者である組合と協定等も締結されておらず、全国の地方公共団体又は特別公共団体でも、廃掃法第9条の4に基づいた配慮行為が行われて

いない団体は見あたらない。

また、一般廃棄物処理施設の建設地にある地域は、設置者から配慮を受ける権利を有しており、周辺地域への配慮は一般廃棄物処理施設者が行うものであり、施設建設地が在る地方公共団体が行うものというのはい部の者の誤った解釈であり、周辺地域内の住民が当然に施設設置に合意するものではないことは言うまでもない。

よって、現在の一般廃棄物処理施設の建設が既に進む中、廃掃法第9条の4の周辺地域への配慮事項の合意事項が施設設置者により締結されていないことは、尋常でない事件であると考えます。香芝・王寺環境施設組合は法人であり、その範囲は組合を組織する構成団体の面積を合わせたものであり、その範囲内に居住する住民として組合に対し、令和4年5月末日までに、組合と周辺地域が協定等（建設合意に係る覚書等も含む）を締結した証拠を、組合議会に提出されることを請願する。

地方自治法第292条により準用する第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。